

VI 組織

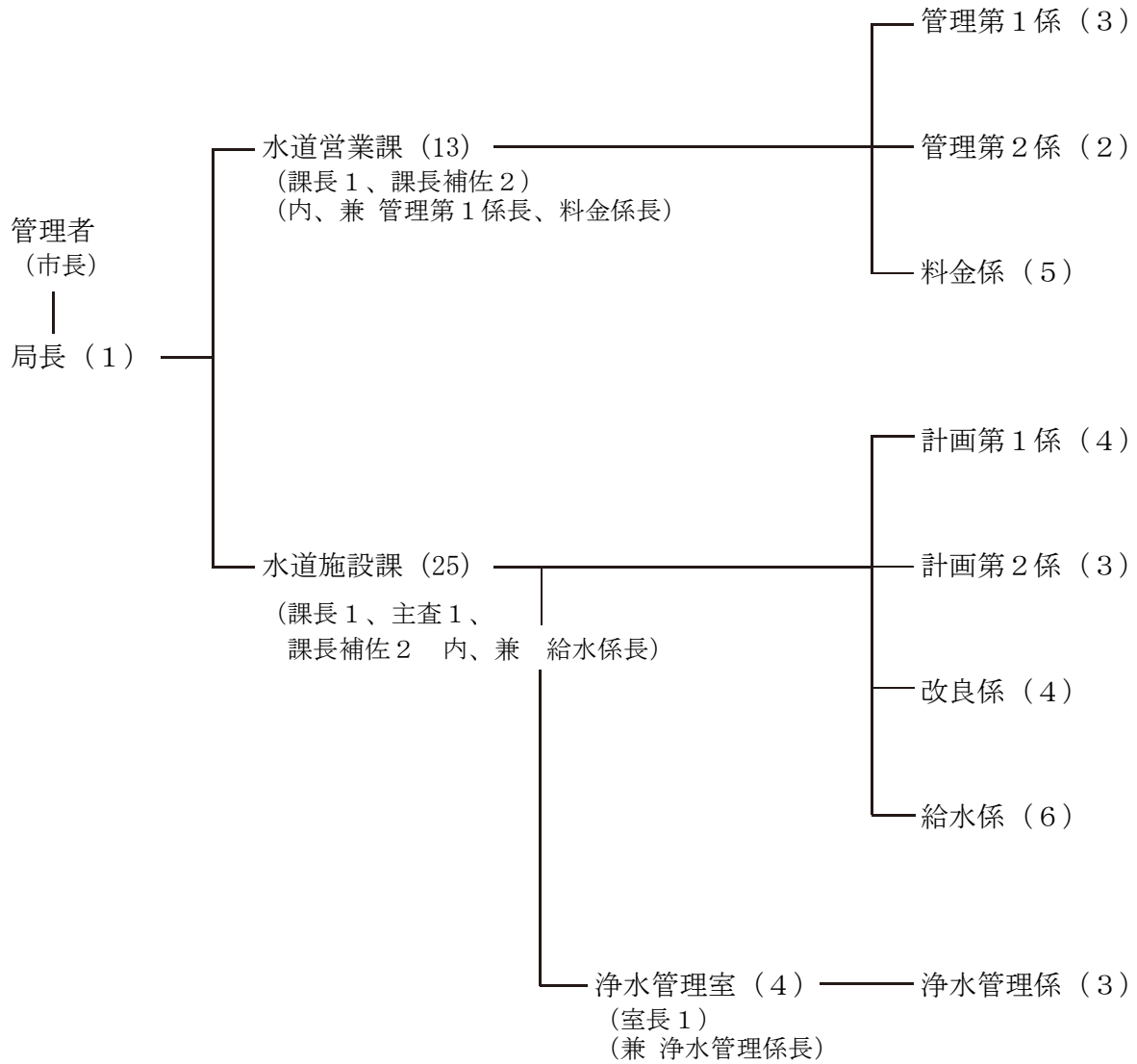
水道に
寄せる信頼
飲む安心

平成二十二年度
第五十二回水道週間スローガン

1. 機構図

平成27年（2015）4月1日現在

上下水道局（39）



2. 事務分掌

<水道営業課>

管理第1係

- (1) 上水道事業の総合計画及び事業計画に関すること。
- (2) 市議会提出議案に関すること。
- (3) 上水道事業の条例、規程その他法令に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 上水道事業の文書の收受に関すること。
- (6) 人事、給与及び労務に関すること。
- (7) 職員の研修及び教養に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 上水道事業の予算及び決算に関すること。
- (10) 上水道事業の資金計画に関すること。
- (11) 上水道事業の国庫支出金、企業債及び一時借入金に関すること。
- (12) 上水道事業の資産の取得及び処分に関すること。
- (13) 上水道事業の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (14) 工事の入札及び契約に関すること。
- (15) 指名願い及び指定給水装置工事業者に関すること。
- (16) 入札参加資格審査に関すること。
- (17) 諸資材、物品等の購入契約に関すること。
- (18) 上水道事業の貯蔵品の出納保管に関すること。
- (19) 上水道事業の会計経理に関すること。
- (20) 各種統計調査に関すること。
- (21) 庁舎の管理、庁中の取締及び当直に関すること。
- (22) 市町村職員共済組合に関すること。
- (23) 個人情報管理に関すること。
- (24) 水道料金等審議会に関すること。
- (25) 局内（水道事業に限る。）の庶務に関すること。
- (26) 課内の庶務に関すること。
- (27) 災害対策に関すること。
- (28) 分水及び受水に関すること。
- (29) 車両の管理に関すること。

管理第2係

- (1) 簡易水道（飲料水供給事業を含む。以下同じ。）の総合計画及び事業計画に関すること。
- (2) 簡易水道の条例、規則その他法令に関すること。
- (3) 簡易水道に関する文書の收受に関すること。
- (4) 簡易水道の予算及び決算に関すること。

- (5) 簡易水道の国庫支出金、起債及び一時借入金に関する事。
- (6) 簡易水道の資産の取得及び処分に関する事。
- (7) 簡易水道の会計経理に関する事。
- (8) 簡易水道の調定に関する事。
- (9) 簡易水道に関する各種届出等に関する事。

料 金 係

- (1) 水道料金（全ての水道事業の料金をいう。ただし、斐川地域を除く。以下同じ。）の調定に関する事。
- (2) 水道料金の納入通知書の作成及び発送に関する事。
- (3) 水道料金の徴収又は督促に関する事。
- (4) 水道料金の収納に関する事。
- (5) 水道料金の軽減又は免除に関する事。
- (6) 検針データの処理に関する事。
- (7) 料金システムの管理運用に関する事。
- (8) 使用水量の認定に関する事。
- (9) 給水の開始及び中止の受付に関する事。
- (10) 公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料、小規模集合排水施設使用料及び浄化槽施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）の徴収等に関する事。（ただし、斐川地域を除く。）
- (11) 広報及びホームページに関する事。

<水道施設課>

計画第1係

- (1) 上水道事業の基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 上水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (3) 上水道の水道施設台帳整備に関する事。

計画第2係

- (1) 簡易水道事業の基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 簡易水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (3) 簡易水道の水道施設台帳整備に関する事。

改良係

- (1) 上水道施設の支障移転等に関する事。
- (2) 簡易水道施設の支障移転等に関する事。

給水係

- (1) 配水施設及び給水施設の維持管理に関する事。
- (2) 有収率に関する事。
- (3) 水質等苦情処理に関する事。
- (4) 給水に関する諸届の受付処理に関する事。

- (5) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (6) 給水装置工事に関する事。
- (7) 水道メーターの管理及び取替修理に関する事。
- (8) 専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水水道に関する事。
- (9) 管路図面の整備に関する事。

<浄水管理室>

浄水管理係

- (1) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (2) 水道施設（配水施設を除く。）の運転と維持管理に関する事。
- (3) 電気及び計装設備に関する事。

<平田営業所>

- (1) 水道料金、下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の軽減又は免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始、中止の受付、水道メーターの管理及び取替等に関する事。
- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転等に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (10) 給水装置の維持管理に関する事。
- (11) 給水に関する諸届の受付に関する事。
- (12) 水道施設の運転と維持管理に関する事。
- (13) 有収率に関する事。
- (14) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (15) 災害対策に関する事。
- (16) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (17) 水道事業に係る局との連絡及び地元調整に関する事。
- (18) 管路図面の整備に関する事。

<河南営業所>

- (1) 水道料金、下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の軽減又は免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始、中止の受付、水道メーターの管理及び取替等に関する事。

- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転等に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (10) 給水装置の維持管理に関する事。
- (11) 給水に関する諸届の受付に関する事。
- (12) 水道施設の運転と維持管理に関する事。
- (13) 有収率に関する事。
- (14) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (15) 災害対策に関する事。
- (16) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (17) 水道事業に係る局との連絡及び地元調整に関する事。
- (18) 施設分担金の賦課及び徴収に関する事。
- (19) 管路図面の整備に関する事。

<斐川営業所>

- (1) 簡易水道料金の賦課、徴収、減免等に関する事。
- (2) 簡易水道の給水に関する諸届に関する事。
- (3) 簡易水道施設の維持管理に関する事。
- (4) 簡易水道施設の台帳整理に関する事。
- (5) 簡易水道組合に関する事。
- (6) 簡易水道事業の計画・設計・積算・施工管理に関する事。

3. 職員配置表（平成27年4月1日現在）

（単位：人）

所属別	職員数	事務	技術	補職名									
				局長	課長	主査	課長補佐	室長	係長	主任	主任技師	主事	技師
総数	39	21	18	1	2	1	4	1	4(4)	11	9	4	2
局長	1	1		1									
水道営業課	13	13			1		2		1(2)	7		2	
管理第1係	3(1)	3(1)							(1)	2		1	
管理第2係	2	2							1	1			
料金係	5(1)	5(1)							(1)	4		1	
水道施設課	21	6	15		1	1	2		3(1)	3	7	2	2
計画第1係	4	1	3						1		2	1	
計画第2係	3		3						1		1		1
改良係	4		4						1		3		
給水係	6(1)	4(1)	2						(1)	3	1	1	1
浄水管理室	4	1	3					1	(1)	1	2		
浄水管理係	3(1)	1	2						(1)	1	2		

（ ）内は兼務職員再掲

4. 年齢別職員構成（平成27年4月1日現在）

区分 年齢別	事務	技術	合計	構成比
20才未満	0 人	0 人	0 人	0.0 %
20才以上～25才未満	0	0	0	0.0
25 〃 ～30 〃	0	1	1	2.6
30 〃 ～35 〃	1	0	1	2.6
35 〃 ～40 〃	5	1	6	15.4
40 〃 ～45 〃	7	6	13	33.3
45 〃 ～50 〃	2	4	6	15.4
50 〃 ～55 〃	3	1	4	10.3
55 〃	3	5	8	20.5
合計	21	18	39	100.0
平均年齢	45歳0月	47歳1月	45歳10月	

5. 勤続年数別職員構成（平成27年4月1日現在）

区分 年数別	事務	技術	合計	構成比
1年未満	0 人	1 人	1 人	2.6 %
1年以上～3年未満	0	0	0	0.0
3 〃 ～5 〃	0	0	0	0.0
5 〃 ～10 〃	0	0	0	0.0
10 〃 ～15 〃	5	1	6	15.4
15 〃 ～20 〃	3	5	8	20.5
20 〃 ～25 〃	4	1	5	12.8
25 〃 ～30 〃	3	6	9	23.1
30 〃 ～35 〃	4	1	5	12.8
35 〃	2	3	5	12.8
合計	21	18	39	100.0
平均勤続年数	19年9月	21年2月	20年5月	

*市職員としての通算勤続年数